



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和7年5月22日
福島地方気象台

福島県の大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び 洪水警報・注意報の暫定基準廃止について

福島県の一部地域に適用している大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準について、令和7年5月29日(木)に全て廃止します。

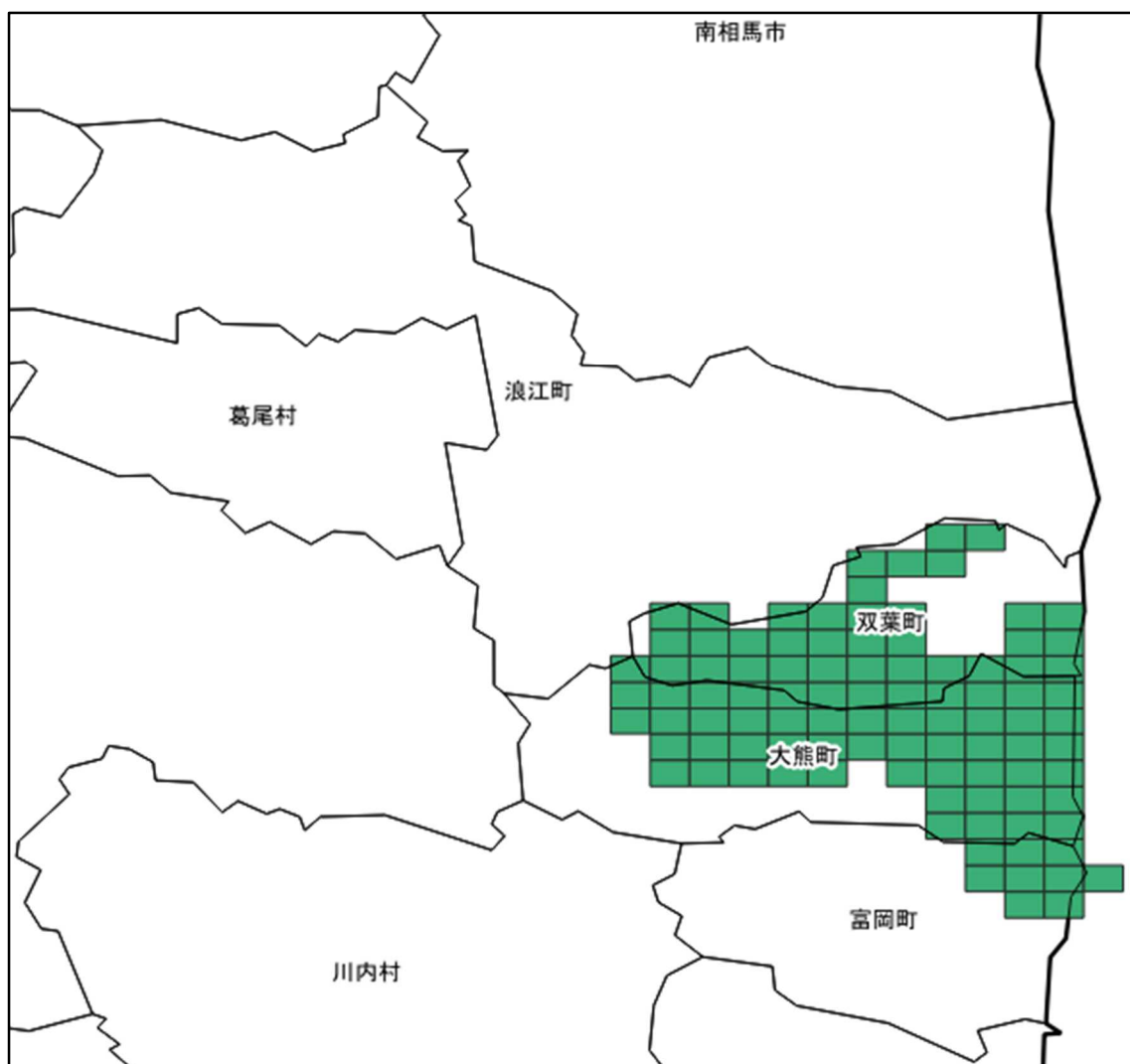
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波(以下、震災)による堤防や排水施設等の被害から、降雨による浸水害や洪水害が通常より発生しやすくなっている可能性を考慮し、双葉町、大熊町、富岡町の大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報(以下、大雨警報等)の発表基準は、1km格子単位で通常基準から引き下げた暫定基準を適用しています。

今般、各町における排水施設等の復旧状況及び浸水害や洪水害の発生状況から、大雨警報等の暫定基準を廃止することに問題ないと判断し、以下のとおり実施します。

これにより、福島県内の震災による大雨警報等の暫定基準は、全て廃止となります。

1. 暫定基準を廃止する町
双葉町、大熊町、富岡町
2. 暫定基準の廃止日時
令和7年5月29日(木) 13時

問い合わせ先：福島地方気象台 水害対策気象官 佐々木
電話：024-534-0321 (平日08:30~17:00)



図：暫定基準適用地域(1km格子)
※令和7年5月29日に全て廃止